

愛知県立大学外国人特別聴講学生交流支援制度実施要綱

(趣旨及び対象)

第1 この制度は、愛知県立大学法人組織規則第4条第3項第4号の規定に基づき本学と学術文化交流協定を締結した外国の大学との交流の一環として、原則として短期（1年以内）に受入れた外国人特別聴講学生を対象とする。

(目的)

第2 この制度は、交流協定の趣旨に基づき、外国人特別聴講学生に対して、個別に正課外指導と援助を行う交流支援学生（以下「メイト」と呼ぶ。）を付し、もって日本の社会や文化に慣れ親しませることを目的とする。

(指導内容)

第3 メイトは、外国人特別聴講学生が速やかに日本の生活と環境に慣れ、本学における学習にも積極的に参加できるよう、主に日常生活上の助言等を行うとともに、補助的に学習上の支援も行う。

(指導時間)

第4 メイトの指導時間の合計は、外国人特別聴講学生1人につき60時間以内とし、指導回数は、原則として週2回以内（1回2時間以内）とする。

(委嘱)

第5 メイトは、学部長の推薦に基づき学長が委嘱する。メイトの委嘱期間は、原則として、外国人特別聴講学生が本学に在籍を開始してから1学期間とする。

(資格)

第6 メイトは、原則として、外国人特別聴講学生が所属する学年次以上の者で、外国人特別聴講学生の専攻する分野に関連する学生とする。

(指導教員)

第7 外国人特別聴講学生及びメイトに対する指導・助言は、指導教員が行う。

(手当) 第8 メイトには、予算の範囲内において決定される手当を支給する。

(その他) 第9 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。